

防地環（事）第263号
令和3年11月16日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

令和4年度における再生可能エネルギー電力の調達の促進のための指針について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、通達する。

添付書類：別紙

令和4年度における再生可能エネルギー電力の調達の促進のための指針

1 趣旨

令和3年4月の第45回地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、我が国が掲げる「2050年カーボンニュートラル」と整合的で野心的な目標として、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが宣言された。また、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力（以下「再エネ電力」という。）とする等の措置を推進することが定められた。

気候変動の問題は、国際社会の平和と安定を含む我が国の安全保障に影響をもたらす可能性があるのみならず、国民生活にも様々な悪影響を生じさせるおそれがある。約25万人の隊員が所属し、全国各地で施設を運用する防衛省・自衛隊においては、温室効果ガスの排出の削減等のため、令和2年度から、防衛省・自衛隊の施設の電力の調達に当たり、再エネ電力の調達を積極的に進めてきたところである。

令和3年度においては、防衛省・自衛隊の施設の約50%（約530施設）で再エネ電力を導入したところであり、令和4年度の電力の調達に当たっては、これまでの再エネ電力の調達結果を踏まえて調達方法を改善し、更なる再エネ電力の導入を進めることとする。

2 電力調達の方向性

防衛省・自衛隊における、令和4年度の電力の調達の方向性は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 低廉な電力価格の実現に留意しつつ、可能な限り再エネ電力を調達することにより、防衛省・自衛隊が調達する電力に占める再エネ電力の比率（以下「再エネ比率」という。）を引き上げること。ただし、予算の範囲内であればこの限りではない。
- (2) 調達に係る競争性を確保すること（会計法令等との整合性を確保すること。）。
- (3) 同一地域において施設毎の契約を行っている場合は、令和3年度の電力調達実績を踏まえ、1契約当たり10万kWh未満かつ再エネ電力の調達割合が30%以下の契約については、一括調達により再エネ比率の引き上げが可能か否か駐屯地・基地等毎に検討の上、可能であれば一括調達すること。
- (4) 電力供給の安定性を確保すること。
- (5) 原則として全ての防衛省・自衛隊の施設において実施すること。ただし、離島などで再エネ電力の調達が見込めないことが確認できた場合は、この限りではない。

3 電力調達に係る指針

防衛省・自衛隊における、令和4年度の電力の調達に当たっては、次に定めるところによるものとする。

(1) 仕様書に付する条件

ア 電力の調達に係る契約については、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成31年2月8日閣議決定）2. (1)にいう裾切り方式によることを明記するものとする。この場合において、入札に参加する者に必要な資格を設定するに当たっては、環境省の示す基準に準拠するものとする。

イ 次に例示するところにより、入札に参加する者が供給しようとする電力に占める再エネ比率に条件を付するとともに、当該者が当該条件を満たすことを証明する資料の提出を義務付けるものとする。

(ア) 供給電力の種類等を指定する文の例

「「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電力は再生可能エネルギー比率〇〇%以上とする」と。」

（付紙第1 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を参照（RE100の細部については、Going 100% - RE100 (<https://www.there100.org/technical-guidance>) を確認すること。））

(イ) 供給電力が(ア)の条件を満たすことを証明する資料の提出を義務付ける文の例

「乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を、甲に書面で提出することとする。」

（付紙第2 特定電源割当証明書様式例を参照）

ウ イの規定により再エネ比率に条件を付するに当たっては、次に定めるところによるものとする。

(ア) 1回目の入札手続においては、再エネ比率を100%とすることを仕様書に明記する。

(イ) (ア)の入札手続の結果、不調又は不成立となった場合には、次回の入札手続においては、再エネ比率を60%以上とすることを仕様書に明記する。

(ウ) (イ)の入札手続の結果、不調又は不成立となった場合には、次回の入札手続においては、再エネ比率を30%以上とすることを仕様書に明記する。

(エ) (ウ)の入札手続の結果、不調又は不成立となった場合には、仕様書から再エネ比率に係る条件を付さず、入札手続を行う。

エ 再エネ比率に条件を付するに当たっては、電気事業者への聞き取りの結果又は令和3年度の再エネ電力の調達実績及び地域の特性を踏まえ、ウ(ア)から(ウ)までに定める再エネ比率による電力の調達において2者以上の入札への参加を確保するこ

とが困難であると認められる場合には、業務の効率化の観点からウ(ア)から(ウ)までの規定にかかわらず条件を付することができる。ただし、令和3年度の再エネ電力の調達実績が、100%又は50%以上の場合はウ(ア)から(ウ)までの規定を、30%以上の場合はウ(イ)及び(ウ)の規定を、令和3年度の再エネ電力の調達実績がない場合は第2項第5号ただし書に該当する場合を除きウ(ウ)の規定を、それぞれ省略しないものとし、再エネ比率を引き上げるよう努める。

オ 防衛省・自衛隊の施設が所在する地域において、電力を供給可能な電気事業者が1者しか存在しない場合又は令和3年度の再エネ電力の調達実績を踏まえ入札に付することが適当ではない場合、ウの規定にかかわらず、第3号ウに定めるところにより仕様書に条件を付した上で、入札手続を行うものとする。

(2) 積算方法

ア 第1号ウの再エネ比率が100%、60%以上又は30%以上の各段階における再エネ電力の調達の予定価格の積算に当たっては、原則、再エネ電力を含まない電力の調達価格より低廉な調達価格を実現するため、次に掲げる単価に係る情報を可能な限り入手した上で当該積算を行う。

(ア) 電力の供給を受ける防衛省・自衛隊の施設が所在する地域の旧一般電気事業者の供給約款における単価

(イ) (ア)の地域におけるその他の小売電気事業者による、再エネ比率に応じた見積り単価（各段階の見積の一括取得も可能とする。）

イ 予定価格の基となる電力料金は、再エネ電力を含まない電力の供給に係る直近の契約実績単価に、物価の変動を加味して算出した単価を上回らないよう設定することとする。なお、単価の算出を行うために物価の変動を加味するに当たっては、次に掲げる情報を参考とするものとする。

(ア) 総務省統計局による平成27年基準の消費者物価指数（全国：電気代）は、平成30年においては99.3、令和元年においては102.2、令和2年においては98.6であること。

(イ) 平成30年から令和2年までの3年間の平均の物価指数の変動は、年当たり約0.35%の下降であること。ただし、令和2年8月と令和3年8月の消費者物価指数を比べると、1.0%の上昇であるため、契約に当たっては、直近の月別消費者物価指数を参照すること。

(3) 留意事項

ア 入札に参加する者が第1号アに規定する資格及び同号イに規定する条件を満たしていることについて、当該資格に係る適合証明書その他の書面及び特定電源割当計画書（付紙第3 特定電源割当計画書様式例を参照）により、それぞれの入札手続において確実に確認することとする。

イ 防衛省・自衛隊の施設が所在する地域において、当該地域に係る地方公共団体が出資する電気事業者や当該地域に根差した電気事業者が存在する場合には、可能な限り多くのこれらの事業者に対し入札への参加可能性について調査するとともに、

入札への参加を積極的に促すこととする。

ウ 電力の調達に係る契約について、入札に付することができず、又は入札に付することが適当ではない場合においても、再エネ比率を高めることの可否について、当該調達を行おうとする防衛省・自衛隊の施設が所在する地域の電気事業者と調整を行い、これが可能な場合には、第1号イ(ア)及び(イ)に例示するところにより、仕様書にその旨の条件を付することとする。

(4) 電力調達担当部署一覧表の作成について

電気事業者など再エネ電力の調達に関連する情報共有の容易化を図るとともに各機関等の電力調達担当部署間での自主的な連携の活性化を図るため、各機関等は、付紙第4により所管の施設における電力調達担当部署一覧表を作成して、令和3年11月末までに、地方協力局環境政策課に報告することとする。地方協力局環境政策課は、電力調達担当部署一覧表を取りまとめて、各機関等に共有するものとする。

(5) 結果の報告について

各機関等は、所管の施設における、電力調達に係る契約結果（調達する電力量、再エネ比率、電気料金単価、電力調達に係る全ての入札状況等）についてとりまとめ、地方協力局環境政策課に報告することとする。

この場合において、報告要領については、地方協力局環境政策課長の定めるところによる。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当証明書

○○ ○○ 様

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。

1 お客様情報

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

[illegible]

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再工業電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移動量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)

特定電源割当計画書様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等

需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 （kWh）【A】													
供給電力量 （kWh）【B】													
再エネ比率 （％）【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
		合計（kWh）	

総計（kWh）

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

電力調達担当部署一覧表

	基地、駐屯地等名称	住 所	部署名称	連絡先（内線）	備 考
例)	〇〇駐屯地	〇〇県〇〇市	〇〇課〇〇班	8-99-〇〇〇〇	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					